○第3期高知県自殺対策行動計画（R5～R9） 取組目標等進捗管理シート

資料２

【令和7年度分】

事　　項（計画本文）			KPI① KPI（指標）	KPI① 出発点	KPI① 現状値（R7）	KPI① R9目標	R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A） 次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	担当課
1　自殺予防に向けた普及啓発											
（1） 自殺に関する調査・分析		・厚生労働省の人口動態統計及び警察の自殺統計資料等による現状を分析し、市町村が必要な自殺データを提供する。 ・市町村自殺対策計画の見直し及び策定を支援	－	－	－	－	・指定調査研究等法人から提供される地域特性を分析したデータの提供 ・市町村自殺対策計画見直しに向けた支援	**【障害保健支援課】** 厚生労働省の人口動態統計及び警察の自殺統計資料等による現状の分析。 **【精神保健福祉センター】** 市区町村の自殺対策計画に沿った事業及び地域づくりが推進されるよう、福祉保健所管内ごとに実施されている自殺予防のネットワーク会において、管内の自殺の現状や県の取組方針を市区町村にも共有するとともに、JSCPから提供される「地域自殺実態プロファイル」の分析データの提供を通して、各市区町村の地域特性に応じた取組への助言や技術支援を福祉保健所と協力し実施した。	**【精神保健福祉センター】** ◆◇市区町村の人口規模などによっても毎年の自殺率の増減変動が大きくなるため、自殺対策の切り口で取組の推進を図ろうとすると、事業推進状況に各市区町村の差が出てくる現状課題がある。一方で市区町村の規模に関わらず重要な取組指針として、「誰もが安心して暮らしていける地域づくり」や「生きていくことを支える包括的支援」が地域自殺対策の目指す方向性であることを共通理念として浸透させていけること、そのうえで自殺対策担当課だけではなく、全庁的かつ横断的な事業や取組との連動性や関連部署同士の連携体制の促進強化が課題となっている。	全庁的かつ横断的な事業や取組との連動性や関連部署同士の連携体制の促進強化の課題解決に向けて、自殺対策基本法改正に基づく「協議会の設置」について検討する。	障害保健支援課 精神保健福祉センター
（2）普及啓発の実施	ア　自殺に関する正しい知識の普及啓発	・自殺に関する正しい知識を普及し、自身や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるよう啓発 ・自殺や自殺につながりやすい依存症、精神疾患等に関する正しい知識などの情報発信や各種相談窓口を周知する総合サイトの構築 ・自殺に関する正しい知識を普及する動画を作成 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間での相談窓口等の周知を強化 ・性的少数者への差別や偏見をなくすため、多様な性について理解を深める教育・啓発を実施	・メンタルヘルスに関する情報発信HPの閲覧件数 ・自殺に関する相談窓口の認知度 ・自殺に関する相談件数	・R5年度にメンタルヘルス総合サイトの構築 ・42.7%（R3） ・総計648件 自殺対策推進センター 255件/年（R2） 保健所　129件/年（R2） 市町村　264件/年（R2）	・71,357PV ・55.2%（R6） ・総計649件 自殺対策推進センター 206件（R6） 保健所170件（R6） 市町村273件（R6）	・計画期間中累計100,000PV ・75% ・総計950件 自殺対策推進センター 270件/年 保健所　180件/年 市町村　500件/年	**【障害保健支援課】** ・自殺対策に関する情報や各種相談窓口の広報を実施 ・メンタルヘルスに関するコラムなど、メンタルヘルスサポートナビの記事の更新頻度を上げる ・職域向けのメンタルヘルス対策の動画を、事業所等での研修に活用してもらうなど、関係機関を通じて事業所等への啓発を図る。 ・自営業や日雇い労働の方など、仕事の特性からメンタルヘルス対策が行われにくい環境にいる方に向けて、自営業や日雇い労働の方が所属する職業団体等と連携し、効果的な自殺予防の啓発につなげる。	**【障害保健支援課】** ・様々な媒体により啓発、広報を行った。 新聞広告18回 テレビCM62本 YouTube広告表示283,414回 検索連動型広告12,440回 高知県メンタルヘルスサポートナビリーフレット作成 ・「高知県メンタルヘルスサポートナビ」のリーフレットを協会けんぽや協同組合帯屋町筋などに配布し、周知を図った。 ・協会けんぽや高知商工会議所、高知県建設業協会などのメルマガや広報誌にて「高知県メンタルヘルスサポートナビ」及び啓発動画を周知。 ・民生委員・児童委員新任研修（1年目）、あったかふれあいセンター推進連絡会の会場にて、「高知県メンタルヘルスサポートナビ」について紹介し、周知。 ・3月の自殺対策強化月間に合わせ、イオンモール高知のデジタルサイネージとチラシラックを活用し、啓発動画を流し、リーフレットを配置した。 ・メンタルヘルスサポートナビの記事を月に2回更新。	**【障害保健支援課】** ◆相談窓口等の情報を広く周知するため、年代にあう媒体を活用して啓発を実施した。 ◇メンタルヘルスに関する知識の普及や関心の向上のため、引き続きメンタルヘルスサポートナビの記事を定期的に更新する必要がある。 ◇R6年度県民意識調査では、自営業や労務職では「職場でメンタルヘルス対策が行われている」と思う人が少ないため、メンタルヘルス対策に係る普及啓発や相談先などの周知を引き続き行う必要がある。 ◇また、悩みやストレスを抱えたときの相談窓口として、「高知いのちの電話」の認知度が84.7%と最も高い一方で、市町村の窓口は26.0%、精神保健福祉センターは20.2%、福祉保健所・保健所は16.9%と低かったことから、より身近な行政機関の相談窓口を周知する必要がある。	**【障害保健支援課】** ・継続して自殺対策に関する情報や各種相談窓口の広報を実施 ・職域向けに関係機関を通じて事業所等への啓発を図る。 ・自営業や日雇い労働の方など、仕事の特性からメンタルヘルス対策が行われにくい環境にいる方に向けて、自営業や日雇い労働の方が所属する職業団体等と連携した啓発の実施。	障害保健支援課 人権・男女共同参画課
	イ　自殺に関する相談窓口の周知	自殺につながる恐れのある経済・生活問題や健康問題などの各種相談窓口について様々な媒体を通して周知					**【人権・男女共同参画課】** ・公報誌やSNS広告、リーフレット等の様々な媒体を活用した「女性相談センター」、こうち男女共同参画センター「ソーレ」における女性や性的マイノリティのための相談窓口の周知	**【人権・男女共同参画課】** ・女性相談支援センターにおける相談件数　1,316件 うちDVに関するもの　376件 ・女性相談支援センターにおける一時保護件数 44件　うちDV関係　28件 ・こうち男女共同参画センター「ソーレ」での女性による相談件数　2,146件 うち一般相談　2,004件　法律相談　95件 こころの相談　47件 ・高知家の女性しごと応援室での女性の仕事に関する相談延べ件数　2,944件	**【人権・男女共同参画課】** ◆女性相談支援センターの相談件数は、前年度より大幅に増加した。様々な媒体を活用した広報等の成果と考える。引き続き適切な相談対応を行うとともに、広報・啓発活動を実施し、DV被害者等の早期発見につなげる。 ◆女性相談支援センターにおいて、一時保護を適切に実施し、生活再建に向けた支援を行っている。 ◇こうち男女共同参画センター「ソーレ」での相談件数は前年度とほぼ同数ではあるが、依然として県内の女性からの需要が高いと考えられる。引き続きソーレでの相談対応を実施していく必要がある。 ◆高知家の女性しごと応援室での相談延べ件数は前年度より大幅に増加しており、相談者の状況に寄り添ったきめ細かな就労支援が県内の女性からの一定の評価につながっていると考えられる。	**【人権・男女共同参画課】** ・ソーレの男女共同参画事業による法律相談やこころの相談への対応 ・困難な問題を抱える女性等支援事業による相談対応、緊急保護等の実施 ・女性就労支援事業での女性の仕事に関する相談対応	各相談窓口関係課
	ウ　高齢層への普及啓発	新聞広告やテレビCMを活用した広告で、相談窓口の啓発を図る									障害保健支援課
	エ　若年層への普及啓発	動画やSNS広告など、若年層に届きやすい媒体で啓発を図る									障害保健支援課
	オ　働き盛り世代への普及啓発	労働者の心の健康問題について、高知産業保健総合支援センターと連携して啓発を図る									障害保健支援課
	カ　女性への普及啓発	女性相談支援センターや高知男女共同参画センター「ソーレ」における女性に関する相談窓口について、広報誌やSNS広告、リーフレット等様々な媒体を活用して周知を図る						**【人権・男女共同参画課】** ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）を中心とした啓発活動の実施（啓発カードの作成（35,500枚）・配布、パープルライトアップ（高知城:11/12,13・鏡ダム・永瀬ダム：11/12～25）、公共交通機関でのポスター掲示（11/12～25）、ラジオ番組での対談（11/11） ○ソーレでの相談実績 一般相談　2,004件 ・法律相談　月2回(1回4名まで)　95件 ・こころの相談　月2回(1回2名まで)　47件 ・男性相談　月4回(1回2名まで)　63件 ・性的少数者対象：にじいろコール～LGBTsに関する相談～　月1回　4件	**【人権・男女共同参画課】** ◆民間団体等と連携した広報啓発を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行うことができた。 ◇こうち男女共同参画センター「ソーレ」での相談件数は前年度とほぼ同数ではあるが、依然として県内の女性からの需要が高いと考えられる。引き続きソーレでの相談対応を実施していく必要がある。 ◆相談の実施により、女性問題の解決及び男女共同参画の啓発・推進が図られた。	**【人権・男女共同参画課】** ・広報誌やSNS広告、リーフレット等の様々な媒体を活用した「女性相談支援センター」やこうち男女共同参画センター「ソーレ」における女性や性的マイノリティのための相談窓口の周知	人権・男女共同参画課

【令和7年度分】

事　　項（計画本文）	KPI① KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標	R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	担当課
2　自殺予防のための相談・支援及び心の健康づくり									
（1）包括的な支援体制の構築 ・市町村での包括的な支援体制の構築に向けて、県は様々な支援を行う ・「重層的支援体制整備事業」の実施などの施策と自殺対策の連携を図る	・包括的な支援体制整備に取り組んでいる市町村	・6市町（R4）	・26市町村	・全市町村（R9）	**【地域福祉政策課】** 〇市町村の多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進（たて糸） 〇「つながり」を実感できる地域づくり（よこ糸） ・人と人とのつながりの再生に向けた「地域の支援ネットワーク」づくりの推進 ・地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大 ・県民の理解促進と参画意識の醸成 **【障害保健支援課】** ・市町村におけるネットワークの構築を支援	**【地域福祉政策課】** ＜たて糸の取り組み＞ ・市町村の状況に応じた個別支援：通年（11市町村） ・実施段階別市町村意見交換会：8/6、8/13、9/9（110名） ・重層的支援体制整備事業導入研修：8/1（55名） ・包括的相談支援対応力向上研修：2/3（57名） ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣による市町村の個別支援【通年（2市町及び中央西福祉保健所管内の市町村等を対象に、延べ3回（9/25、11/28、1/9）） ＜よこ糸の取り組み＞ 〇人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり ・コミュニティソーシャルワーカー研修：12名養成（※実践編の修了者）　入門編（7/30）、実践編（8/26・8/27）、事例検討会（1/27、1/28） ・「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」の実施：再生回数302回、受講者数308人（R7.4～R8.3月末時点）（総再生回数1,399回、総受講者数725人（R5.6～）） ・高知家地域共生社会講座動画の制作、YouTube配信：再生回数980回（R7.4～R8.3末時点）（総再生回数1,632回（R6.11～）） 〇県民の理解促進と参画意識の醸成 ・高知家地域共生社会推進宣言に参画する企業・団体数：96（R8.3月末時点） ・高知家地域共生社会推進宣言企業等の取組紹介記事の掲載：11件（R7年度）（掲載総数：18件（R6～） **【障害保健支援課】** 各福祉保健所ごとの自殺予防ネットワークの中で、県内の自殺の現状を周知し、包括的な支援体制の構築の必要性を周知した。 **【安芸福祉保健所】** 「ここから東部地域ネットワーク会議」を3回開催。延べ参加者192名。 **【中央東福祉保健所】** ・中央東圏域障害者等支援ネットワーク～こころ・らんまんネット～を普及啓発のための研修会に加えて、地域の支援力向上のための支援者会議・ネットワーク会議を年4回開催。合計参加者：119名。 **【須崎福祉保健所】** ・高幡圏域におけるメンタルヘルス等にかかる相談支援体制の構築を一体的に推進することを目的に、「高幡こころだん暖ネット」として、アウトリーチ推進事業運営会議・精神保健福祉担当者会（4回）、ひきこもり関係機関連絡会（1回）、自殺対策関係機関連絡会（1回）を合計6回開催。「話を聴く」をテーマに、相談支援体制の構築を一体的に推進できるような内容とし、研修会、事例検討、情報共有、意見交換を実施。	**【地域福祉政策課】** ＜たて糸の取り組み＞ ◆◇重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）交付金の取り扱い及び交付基準額について、国において見直され、重層事業未実施市町村においては、より高いハードルとなったが、重層事業の実施有無に関わらず、包括的な支援体制の整備に係る取り組みは今後も必要。 ◇そのため、市町村の包括的な支援体制整備の取組状況や課題に応じた伴走支援が必要。 ◇包括的な支援体制の整備による成果（実績件数等）の把握と整理が必要。 ＜よこ糸の取り組み＞ 〇人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトの推進 ◆高知家地域共生社会推進宣言企業・団体の拡大には、活動事例の紹介が有効。 ◇宣言企業・団体も参画する孤独・孤立対策プラットフォーム等を活用した連携促進が必要。 ◆◇CSWの養成は一定進んできたが、CSW不在の空白地域もあり、地域偏在の解消が必要。 〇地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大 〇県民の理解促進と参画意識の醸成 ◆◇オール高知の取り組みとして高知家地域共生社会推進宣言企業・団体は増加してきている（R7.12月末：95）が、県民の行動につなげていくには、さらなる理解促進と参画意識の醸成が必要。 （社会活動参加率43.29%(R5)→43%(R6)） **【安芸福祉保健所】** ◇参加者のニーズや喫緊の分野に関する企画が必要。関係機関、支援者の更なるスキルアップが必要。 **【中央東福祉保健所】** ◆精神疾患や精神的不調、生きづらさを抱える人への支援ニーズが増加している。 ◇関係機関の連携強化及び支援者の対応力向上を図り、精神的不調の早期発見・早期支援につなげる地域体制の充実が必要。 **【須崎福祉保健所】** ◆◇精神保健に関する取組は全分野に共通することだが、高幡こころだん暖ネットには主に障害福祉分野の職員が参加している。今後は分野を超えて様々な職員等が参加できるようにする必要がある。 また、高幡こころだん暖ネット内で出された課題について、各市町が改善に向けて取り組めるよう、後方支援を行う必要がある。	**【地域福祉政策課】** ＜たて糸の取り組み＞ ・重層事業の実施の有無に関わらず、すべての市町村において包括的な支援体制の整備が進むよう、県社協と連携した後方支援 ・支援体制の取組状況や成果を定期把握、可視化しつつ、好事例を横展開することで、県全体の支援体制を強化 ・後方支援に係る各種研修の統合、オンライン開催、他分野や市町村同士の連携促進による実効的な支援者支援を実施 ＜よこ糸の取り組み＞ ・「地域共生社会講座」等を活用した県民・企業の理解促進 ・CSWの養成拡大（社会福祉協議会職員以外への声かけ等） ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等を活用した連携促進 ・高知家地域共生社会推進宣言企業・団体の新たな地域活動の創出等の支援 ・ポータルサイト等を通じた地域活動の事例紹介 **【安芸福祉保健所】** 「ここから東部地域ネットワーク会議」の内容について関係者で事前検討を経て企画していく。 **【中央東福祉保健所】** ・中央東圏域障害者等支援ネットワーク～こころ・らんまんネット～を普及啓発のための研修会に加えて、地域の支援力向上のための支援者会議・ネットワーク会議を新たに開催（年4回予定）関係機関との連携促進を図るための意見交換等を行う。 **【須崎福祉保健所】** ・高幡こころだん暖ネットによりネットワークづくりを行いながら、課題解決に向けて各市町に個別に働きかけていく。	地域福祉政策課 障害保健支援課 福祉保健所

事　　項（計画本文）			KPI① KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標	R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	担当課
（2）各分野における相談・支援	ア　生活困窮者、失業者等への支援	・自立相談支援支援事業による包括的な支援の実施 ・「ジョブカフェこうち・ハローワーク高知若者相談コーナー」や「ハローワークジョブセンターほんまち」における職業相談や失業に直面した際に生じる心の悩みなど様々な相談への対応 ・就職氷河期世代や家族への広報や、イベント等を開催し、就職につなげる。また、官民連携プラットフォームに、必要な情報を集約し、社会参加・就職の実現を目指す	・生活困窮者自立支援プラン作成率 ・生活困窮者自立支援プラン作成件数	・24.4%（R3） ・778件（R3）	・20.5%(R7) ・429件（R7）	・50.0%（R9） ・1,440件（R5）	【地域福祉政策課】 ・生活困窮者自立支援事業による就労準備支援、家計改善支援等の実施 【雇用労働政策課】 ・就職支援相談センター事業によるジョブカフェこうちの設置、セミナー開催、ジョブチャレンジ等の実施	【地域福祉政策課】 ・町村分について16の町村社会福祉協議会に委託し、自立相談支援事業を実施 相談件数　566件　支援プラン作成件数　94件 ・高知県社会福祉協議会に委託し、就労準備支援・家計改善支援事業を実施 支援プラン作成件数　110件（就労準備2件、家計改善49件）※市部除く ・県内3ブロックに配置している地域支援監による自立相談支援機関への後方支援 【雇用労働政策課】 相談件数：4,077件（若年層）、2,518件（中高年） （ハローワーク・ジョブカフェ相談件数の合計） ジョブチャレンジ：受講者67人・就職47人（若年層）、受講者40人・就職21人（中高年）	【地域福祉政策課】 ◆◇令和5年1月から生活福祉資金特例貸付の償還が開始されており、償還猶予や少額返済となった人など、依然、生活に困窮している人への適切な支援が必要 また、住民税非課税等により償還免除となった人についても生活困窮状態が続いていることが予想されるため、自立相談支援機関や福祉事務所等との連携により相談等の支援体制の強化が必要 ◆◇生活困窮の背景には複合化・複雑化した課題を抱えていることが多いため、相談支援従事者のスキル向上や多機関・多分野における連携強化が必要 ◇今後、持ち家のない単身高齢者の増加等への対応として、自立相談支援機関における居住支援の強化が必要 【雇用労働政策課】 ◆◇企業との座談会を大規模、小規模と数回に分けて実施し、就職へのステップアップ、ミスマッチを抑制した就職につなげた。一方で、年間実施回数増加に伴い、新規企業の獲得が課題となっている。 ◆働く意欲があっても自己分析や仕事に対する理解が不十分・心身のケアが必要であるなどの理由から就職に至らないケースもあった。	【地域福祉政策課】 ・県内3ブロックに配置した地域支援監による自立相談支援機関への個別支援など、自立支援体制の強化 ・市町村において居住支援も含めた包括的な支援体制が構築されるよう支援 ・各自立相談支援機関が抱える困難事例を踏まえた、より実践的な研修の実施 ・多機関・多分野の連携体制の強化に向け、圏域ごとに自立相談支援機関協議会を実施 【雇用労働政策課】 ・座談会については、企業に対しメリットを明確にし、幅広い業種に参加を促していく。 ・引き続き丁寧なカウンセリングを行い、それぞれの状況に応じた支援を通じてミスマッチの無い就職へつなげる。	地域福祉政策課 雇用労働政策課
	イ　多重債務者への支援	・県や市町村などの多重債務に関する相談窓口の周知や無料相談会の実施 ・相談窓口で、多重債務者が抱えている複合的な問題を専門機関と連携しながらサポートができる体制を充実	－	－	－	－	・多重債務者相談会の実施	多重債務者無料相談会 2回（高知市） 相談　8件 こころの健康相談　0件	◆相談者は年々減少傾向であったが、7年度は増加。（R4：9名→R5：5名→R6：5名→R7：8名） ◇多重債務に苦しんでいる方は潜在的にいると思われ、十分な広報・周知と相談に来やすい環境づくりが必要。	効果的な広報を実施し、相談会の周知を図る。	県民生活課
	ウ　経営者に対する相談事業の実施	経営危機に直面した中小企業を対象とした相談事業の実施	－	－	－	－	・中小企業制度金融貸付事業による経営難に陥っている中小企業の支援 ・経営相談窓口の設置	・経営難に陥っている中小企業等に対する融資制度を取り扱った。 【実績】 1,349件、21,203,707千円 ・経営相談窓口の設置を継続	◆経営難に陥っている中小企業の資金繰り支援に繋がった。 ◆経営相談窓口の設置により、資金繰り等の相談に対応できた。	・経営難に陥っている中小企業に対する融資制度の取り扱いを継続。 ・経営相談窓口の設置の継続。	経営支援課
	エ　高齢者、介護者への支援	・高齢者の孤立を防ぐための見守り活動やあったかふれあいセンター等の身近な地域での居場所づくりを推進	・あったかふれあいセンター整備箇所数（拠点及びサテライト） ・地域の居場所としての参加人数（あったかふれあいセンター機能のうち、集い＋交わる＋学ぶの参加者実人数） ・あったかふれあいセンター「相談」のべ利用件数増	・346箇所（R4） ・15,130人（R4） ・2,207件（R5）	・299箇所（R7） ・18,764人（R7） ・2,558件（R7）	・350箇所（R5） ・20,000人 ・2,480件	・あったかふれあいセンター事業の実施及び機能強化	・あったかふれあいセンター整備箇所数は31市町村55拠点244サテライト。事業開始当初と比較し、設置拠点数は増加（H21:28拠点）しており、量的拡大は成果が見られる。 〇各機能の利用者数は以下のとおり。 ・集い・・・9,004人 ・交わる・・・6,313人 ・学ぶ・・・・3,447人 合計　18,764人 〇「相談」のべ利用件数・・・2,558件	◆◇高齢者の利用が全体の半数以上を占めており、幅広い世代が交流しやすい環境づくりが必要 ◇あったかふれあいセンターの活性化に向けて、先進的な取り組み事例の共有や職員同士が圏域を超えて交流できる機会の提供が必要 ◇地域の支え合いの体制強化に向けて、集落活動センター等の地域にある社会資源との連携が必要 ◇複雑化・複合化した課題に対応できるよう、あったかふれあいセンター職員の支援スキル向上が必要	・あったかふれあいセンターの活性化に向けて職員同士が圏域を超えて交流できる機会を充実 ・集落活動センター等との人材交流や互いに不足する部分を補い合えるよう、顔の見える関係づくりを支援 ・複雑化・複合化した課題に関する知識や支援スキル向上のため、あったかふれあいセンターの職員向け研修を実施	地域福祉政策課

事　　項（計画本文）			KPI①				R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）	担当課
			KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標				次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	
	エ　高齢者、介護者への支援	・介護者の負担を軽減するため地域包括支援センターやその他関係機関等との連携協力体制の整備や家族介護に関する研修の実施、介護者に対する相談機能の強化	―	―	―	―	・高齢者権利擁護等推進事業による高齢者総合相談窓口の設置 ・地域包括支援センター機能強化事業の実施 ・家族介護に関する研修の実施	・高齢者総合相談342件（うち一般相談305件、専門相談37件） ・地域包括支援センター職員初級研修（R7.11.17参加者25名、R8.2.27参加者9名） ・高齢者虐待予防市民啓発研修＜仕事と介護の両立＞（R7.8.30　参加者31名）	◆高齢者虐待など権利擁護に関する相談が継続的に寄せられている。 ◆地域包括支援センターに求められる役割や機能等について理解を深めてもらうことができた。 ◆仕事をしながら家族の介護を両立するためにどのような制度や相談機関があるかなどを受講者に知ってもらい，理解を深めてもらうことができた。	・引き続き高齢者総合相談を実施し、必要な場合は関係機関と連携する。 ・引き続き地域包括支援センター職員を対象に研修会を実施する。 ・これから介護を担っていく若い世代の方にも参加してもらえるよう周知に努めたい。	長寿社会課
（2）各分野における相談・支援	オ　ひきこもりの方への支援	・福祉保健所単位でのひきこもり支援の広域ネットワークの構築 ・ひきこもり地域支援センターを中心に研修会や講習会を行い、ひきこもりに関する情報の普及啓発や人材育成を実施 ・ひきこもり状態にある人の居場所づくりの支援	・ひきこもりの新規相談件数 ・ひきこもりの市町村プラットフォームの構築 ・【新】居場所等の支援につながった件数	・284件（R3） ・22市町村（R3） ・298件/年（R4）	・210件 ・34市町村 ・256件/年	・300件/年以上（R6） ・全市町村 ・300件/年	・ひきこもり地域支援センター事業による関係機関のネットワークの構築、強化 ・ひきこもりピアサポートセンター運営事業によるピア相談やアウトリーチ型の訪問支援等 ・民間団体のノウハウを活かした効果的な居場所づくりの実施	**【地域福祉政策課】** 〇ひきこもり地域支援センター事業 ・ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの構築・強化を図るとともに、対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図った。 ・ひきこもり地域支援センター相談件数859件（電話195件、来所664件） ・ひきこもり支援者連絡会議の開催3回　（6/6 39人、6/12 28人、6/26 34人） ・ひきこもりに関する普及啓発　　連携展示（6/4～6/28）、つながるフェスタ（9/13　63人）、普及啓発講演（1/31 44人） ・ひきこもり支援者人材養成研修会の開催3回（7/18 54人、10/20 49人、2/19 11人） ・市町村、関係機関等との ケース検討会への助言47回 ・青年期の集い　47回　191人 ・青年期の集い女子ミーティング　12回　22人 ・ひきこもり家族教室実施（1/29　5人、2/20　3人） 〇ひきこもりピアサポートセンター運営事業 ・相談件数：675件 ・新規相談件数：65件 ・関係機関へのつなぎ件数：9件 〇居場所づくり ・民間支援団体が行う居場所づくりへの補助金交付 交付先：4団体（高知市2、西部2） **【精神保健福祉センター】** 連絡会等を通した関係機関の有機的な連携強化や研修等による支援者の人材養成、普及啓発を行いひきこもり支援体制の向上につなげた。 ・ひきこもり支援者連絡会議を3回実施 （西ブロック39名、中央ブロック28名、東ブロック34名） ・関係機関支援 ケース検討会（定期実施）30回 ケース検討会（随時実施）13回 福祉保健所主催の連絡会や研修会等　4回 ・ひきこもり支援者人材養成研修会3回実施 （R7.7.18　57名、R7.10.20　49名、R8.2.19　11名） ・ひきこもりに関する普及啓発 R7.9.13　つながるフェスタ（63名） R8.1.31　講演会（44名） ・居場所作り支援 青年期の集い　47回　191名 青年期の集い女子ミーティング　12回　22名 ・ひきこもり家族教室 R8.1.29　5名 R8.2.20　3名	**【地域福祉政策課】** ◆市町村プラットフォームの設置は進んでいるが、実効性を高めるための取り組みや関係機関との連携にばらつきがある ◇支援にかかる取り組みの好事例の横展開や重層的支援体制整備事業の活用に向けた支援など後方支援が必要 ◇ひきこもりの支援は多面的かつ長期間の支援が必要となる場合が多いことから、官民が連携して継続した支援に取り組むことが必要 **【精神保健福祉センター】** ◆市町村相談窓口は設置されているものの、人口規模や社会資源格差もあるため、地域によって取り組み状況に偏りがある。 ◇個別ケースや地域の実情に応じた支援体制を図ることが課題。 ◇ひきこもり支援は、長期間に渡る支援が必要なため、疲弊する家族や支援者を支える体制が求められる。	**【地域福祉政策課】** ・市町村における包括的支援体制の構築を支援（実例を通じたOJT、アドバイザーによるフォローアップの実施） ・SNS等を活用し、ひきこもりに関する正しい理解及び相談窓口の普及啓発を実施 ・ピアサポートセンターのサテライトの設置し、相談支援体制を強化 ・あったかふれあいセンター等を活用した身近な地域の居場所の充実 ・就労体験拠点を設置し、本人の状況や意向に合わせた社会参加を支援 **【精神保健福祉センター】** ・継続して関係機関支援、人材養成研修、普及啓発を行う。 ・地域支援体制の充実に向けて新たな地域でのケース検討会等を実施する。併せて支援者フォロー体制にも繋げる。従来から介入している地域は継続。	地域福祉政策課 精神保健福祉センター

事　　項（計画本文）			KPI①				R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）	担当課
			KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標				次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	
（2）各分野における相談・支援	カ　ひとり親家庭への支援	・「母子父子自立支援員」による相談支援 ・ひとり親家庭支援センターによる就業や生活支援など総合的な支援の実施 ・ひとり親家庭相談支援アプリでのチャット相談の実施	・ひとり親家庭支援センターにおける相談件数	・691件（R3）	1,718件	・2,100件（R9）	・ひとり親家庭支援センターでの支援 ・SNS相談事業（ひとり親家庭相談支援アプリ）の実施	・センターでの相談支援のほか、LINE相談やアプリによるプッシュ型の情報提供を実施 ・R7相談件数 1,718件のうち、LINE相談 398件 ・公式LINE登録者数 2,788人 ・アプリによるプッシュ型の情報提供件数 154件	◇センターが気軽に相談できる窓口として高知市以外の方にも広く認識されるよう、引き続きサービスの広報や情報発信を行う必要がある。	・センターでの相談支援、LINE相談の実施 ・公式LINEや市町村との連携による支援制度等の情報提供 ・SNS等を活用したひとり親家庭支援センターのPR強化	子ども家庭課
	キ　厳しい環境にある子どもたちへの支援	・貧困状態の子どもの保護者への支援として、市町村や自立相談支援機関等の相談窓口において一人ひとりの状況に応じた生活や住まい、就業に関する各種相談支援の実施 ・児童虐待に対する市町村及び児童相談所の相談支援体制の強化 ・社会的援養護の下で育った子どもへの退所後の生活や就労、居住等の支援 ・生活困窮世帯等で、中学卒業時や高校中途退学時に進路未定の者に対し、若者サポートステーションと連携した支援の実施	・~~子ども家庭総合支援拠点の設置~~（R5終了） ・【新】子ども家庭センターの設置（R6～）	・12市町村（R3） ―	・― ・14市町村（R7）	・27市町村（R5） ・全市町村（R8）	**【子ども家庭課】** ・児童相談所による市町村支援事業の実施 ・児童相談所における相談事業の実施 ・社会的養護自立支援事業の実施 **【生涯学習課】** ・サポステ事業による支援対象者の把握と修学や就労に向けた支援	**【子ども家庭課】** ・こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助：15市町村 ・市町村ヒアリングの実施（設置準備及び設置後の課題に対する助言等の実施）：31市町村 ・市町村職員等研修の開催：16回（延べ536名参加） ・市町村訪問支援等：33市町村（延べ165回） ・こども家庭センターの設置：14市町村 ・児童相談所における相談事業を実施（→養護相談：820件、障害相談：646件、非行相談：84件、育成相談：47件） ・社会的養護自立支援拠点事業所に生活や就業に関する相談支援員等を配置し、必要な情報提供、相談、助言、相互交流の場の開設、関係機関との調整・連携など、必要な支援に適切につなぐための支援を実施 ・相談交流の場：延べ43名参加 ・イベント等の実施：3回、延べ28名参加 ・退所後の支援　相談件数：のべ4,184件（健康（病気）、経済、住居、家庭、進路、求職活動に関する不安等） ・心理療法連携支援：のべ1,749件（医療機関への同行、関係機関との連絡調整、電話・メール・訪問・来所相談等） ・法律相談支援（金銭、契約トラブル等）：延べ32人 ・一時避難的かつ短期間の居場所の提供：3名延べ90日 **【生涯学習課】** 若者サポートステーション利用登録者245人（概ね15歳から49歳） 利用登録者に対して、修学や就労に向けた支援を行った。	**【子ども家庭課】** ◆◇こども家庭支援センターの未設置市町村では、子どもの数や子育て家庭が少なく、すでに1つの課で対応できているなど設置の必要性を感じられにくいことや、人材の確保が難しいことなどが要因として考えられた。 ◆社会的養護自立支援拠点において、自立支援コーディネーターや相談支援員、心理療法担当看護師に加え、法律相談担当職員（弁護士）を配置し、社会的養育経験者（ケアリーバー）の自立に向けた支援体制の充実が図られた。 **【生涯学習課】** ◆各種セミナーの実施や各関係機関との連携を行いながら、利用登録者のニーズに応じた修学・就労支援を実施した。	**【子ども家庭課】** ・こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助 ・先行自治体の取組事例の紹介やアドバイザーによる助言等 ・職員のマネジメントやアセスメント等の専門性向上に向けた研修等の実施 ・児童相談所による市町村支援事業の実施 ・児童相談所における相談事業の実施、相談支援のための新たな認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進 ・社会的養護自立支援拠点事業所において、弁護士等による法律相談連携支援や一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施 ・児童自立生活援助事業の実施 **【生涯学習課】** 引き続き、各関係機関等と連携し、支援対象者の掘り起こしを行うとともに、適切な支援機関が適切な支援を行う体制が構築できるよう努めていく。	子ども家庭課 生涯学習課

【令和7年度分】

事　　項（計画本文）			KPI①				R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）	担当課
			KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標				次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	
（2）各分野における相談・支援	ク　若者への支援	・思春期・青年期において精神的不調を抱える人などに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して適切な相談支援を実施 ・就労や失業などの心の悩みへの相談対応、ひきこもり状態にある人の社会参加や居場所づくりなどへの支援 ・若者サポートステーションにおける個別相談やカウンセリングによる修学や就職に向けた支援の実施	・若者サポートステーション事業 進路決定率（単年度） ・【新】若者サポートステーション事業 進路決定率（単年度）（県単独事業分のみ計上）（R6～）	・32.6%（R5.1月） ・40%（R5） ―	・29.0%（R7）	・40%以上（R5） ・18.8%（R6） ・27.0%（R9）	【精神保健福祉センター】 ・思春期精神保健事業 ・若者の自殺危機対応チーム事業 【地域福祉政策課】 ・ひきこもり支援 【生涯学習課】 ・若者サポートステーション事業による 修学や就労に向けた支援の実施	【精神保健福祉センター】 ・思春期精神保健講演会：63名 ・事例検討会（2事例）：15名（6機関） ・若者の自殺危機対応チーム事業 モデル圏域（安芸地域）で実働開始。 モデル圏域学校からの支援要請…1件 他圏域からの若年ハイリスクケース相談…5件 チーム活動での支援実績は2件 運営会議（R7.5.9/R8.2.20）2回実施。 【地域福祉政策課】 ※「（2）各分野における相談・支援－オ　ひきこもりの方への支援」と同様 【生涯学習課】 利用登録者に対して、修学や就労に向けた支援を実施した。進路決定率は、目標値21.5%を大きく上回る29.0%となった。	【精神保健福祉センター】 ◇中心地と比較すると研修等の機会が少ない幡多地域では、より一層の地域支援者の対応力向上とネットワーク作りが課題。 ◇［若者の自殺危機対応チーム事業から抽出された課題］ ・若年自殺ハイリスク者の広域性と対応の困難さ ・切迫性の高い状況下での医療連携の難しさ ・複合的問題や制度上ギャップによる支援アクセスの困難さ ・継続的な包括的支援と圏域サポート体制の強化 【地域福祉政策課】 ※「（2）各分野における相談・支援－オ　ひきこもりの方への支援」と同様 【生涯学習課】 ◆各種セミナーの実施や各関係機関との連携を行いながら、利用登録者のニーズに応じた修学・就労支援を実施した。	【精神保健福祉センター】 ・継続して思春期精神保健事業の実施と支援者のニーズを応じた研修体系の構築を図る。 ・既存の若年対策「SOSの出し方教育に関する研究事業」や「自殺未遂者支援事業」と連動させていくことで、学校と地域の連携体制の構築強化を図り、「子ども若者自殺危機対応チーム事業」が学校や地域支援者の支援者支援の「後ろ盾」として機能していける体制を推進する。 【地域福祉政策課】 ※「（2）各分野における相談・支援－オ　ひきこもりの方への支援」と同様 【生涯学習課】 引き続き、各関係機関等と連携し、支援対象者の掘り起こしを行うとともに、適切な支援機関が適切な支援を行う体制が構築できるよう努めていく。	地域福祉政策課 精神保健福祉センター 生涯学習課
	ケ　がん患者、慢性疾患患者等への支援	・がん相談支援センター、こうち難病相談支援センターなどで、患者が悩みを相談できる環境を整備 ・関係機関と連携し、患者同士の交流や必要な情報提供を行うなど、切れ目ない支援に取り組む	―	―	―	―	・がん患者相談事業、難病相談支援センター事業による治療や療養生活等の相談対応や情報提供の実施	がん相談支援センター7か所、相談件数4,246件。 がんポータルサイト「こうちがんサポネット」のトップページで情報提供を行った。 こうち難病相談支援センター1ヶ所、相談件数629件。	◆がん：相談件数は横ばい。認知度向上に向け、啓発を強化する。 ◆難病：相談件数は横ばい。認知度向上に向け、SNSを活用した啓発を強化する。	がん患者及び難病患者の治療や療養生活に関する問題に対して、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う。	健康対策課
	コ　妊産婦への支援	・支援が必要な妊婦に対して早期から継続的な支援を行うとともに、妊産婦の家庭や地域での孤立感の解消を図り、心身のケアや育児のサポートの拡充が図れるよう市町村の取組への支援の実施 ・産後にきめ細かい支援が受けられるよう産後ケア事業の充実等を図り、必要なサービスにつなげる取組を行う市町村への支援 ・全ての産婦が、「エジンバラ産後うつ病質問票」等による問診を実施し、医療機関と市町村が連携してメンタルヘルス対策が実施できるよう支援	・産後ケア事業利用者数（利用者数/出生数）	・利用者392人/出生数＝産婦の9.6%（R3）	・52.7%（R6）	・50%	・ 市町村における母子保健機能の充実に向けた母子保健指導者基本研修等の実施 ・ 市町村が実施する産後ケア事業等の充実に向けた取組への支援 ・市町村が実施する産婦健診の精度管理などを通して、産後うつのリスクの高い産婦が適切な支援につながる体制強化を図る。	・支援が必要な妊産婦等への支援に必要な基本的な考え方やアセスメント等の技術の習得を目的とした研修会を開催（2回　63人） ・産婦が居住地に関わらず安心して質の高い産後ケア事業を受けられる体制づくりを目指し、市町村直営で通所型を実施している好事例の横展開を図るための研修会の開催や、関係者が参画する協議の場を設置し、事業内容の標準化や安全対策について検討を行った。 ・産婦健診の受診促進のためのリーフレットを作成し、市町村や産科医療機関を通じて配布。 ・R6.1.1～12.31に出産した産婦の産婦健診の実施状況 〇受診率：（2週間）97.0% （1か月）98.5% 〇エジンバラ産後うつ病問診票高値（9点以上及び自傷行為1点以上） ：（2週間）12.8% （1か月）7.0% 〇医療機関からの情報提供後に市町村が支援を行った対応割合 ：（2週間～1か月）86.6% （1か月健診以降）94.6%	◆◇市町村における支援が必要な妊産婦等へのサポートプランの作成件数は伸びておらず、引き続き支援力向上のための研修の開催等を通じて包括的な支援体制の強化を図る必要がある。 ◆◇産後ケア事業の事業内容については一定かたちが整ったものの、契約単価や利用料の統一、産後ケア事業（通所型）の地域偏在などの検討課題が残っている。 ◆産婦健診の受診率は高い割合を維持できている。また、産後うつのリスクの高い産婦を、健診により一定数抽出し、市町村につなぐ連携体制が整ってきていると考えられる。今後も引き続き取り組んでいく必要がある。	・こども家庭センター等における妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制の強化 ・市町村による産後ケア事業の普及拡大に向けた支援 ・市町村が実施する産婦健診の精度管理などを通して、産後うつのリスクの高い産婦が適切な支援につながる体制強化を図る。	子育て支援課

【令和7年度分】

事　項（計画本文）			KPI①				R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）	担当課
			KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標				次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	
（2）各分野における相談・支援	サ　困難な問題を抱える女性への支援	・こうち男女共同参画センター「ソーレ」での女性のための相談窓口の設置 ・高知家の女性しごと応援室での女性の仕事に関する悩み相談の窓口を設置 ・女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）でのDV被害等の相談支援の実施 ・思春期相談センター「PRINK」での、妊娠の不安や女性の身体に関する相談電話の設置や女性の産婦人科医師による面接相談の実施 ・思いがけない妊娠で悩む方への「にんしんSOS相談」の取組を支援	・配偶者等からDV被害を受けた者のうち、どこか（だれか）へ相談した者の割合 ・高知家の女性しごと応援室の就職者数	・男性29.2%、女性56.3%（R元） ~~・231人（R2・R3累計）~~ 114人（R3）	・男性30.7%、女性52.4%（R6） ・852人（230人（R7単年））	・男性40%、女性70%（R6） ・1,000人~~（R2～R6累計）~~ （R3～R7累計）	【人権・男女共同参画課】 男女共同参画事業による法律相談やこころの相談への対応 ・DV被害者支援事業による相談対応、緊急保護等の実施 ・女性就労支援事業での女性の仕事に関する相談対応 【子育て支援課】 ・思春期相談支援センター「PRINK」での相談事業 【子ども家庭課】 産前・産後母子援助事業による予期せぬ妊娠等の相談支援	【人権・男女共同参画課】 ・女性相談支援センターにおける相談件数　1,316件 うちDVに関するもの　376件 ・女性相談支援センターにおける一時保護件数 44件　うちDV関係　28件 ・こうち男女共同参画センター「ソーレ」での女性による相談件数　2,221件 うち一般相談　2,004件　法律相談　95件 こころの相談　47件 ・高知家の女性しごと応援室での女性の仕事に関する相談延べ件数　2,944件 【子育て支援課】 R7年度実績 電話相談：491件、面接相談：3件、専門医相談：1件、女性相談：4件 オープンスペース来所者：505人 【子ども家庭課】 ・予期せぬ妊娠等に関する相談窓口として専門職員を配置し、必要に応じて関係機関の活用や受診の付き添い等他機関と連携した支援を実施 ・委託先【児童家庭支援センター高知みその（にんしんSOS高知 みそのらんぶ）】 ・相談件数　延べ443件	【人権・男女共同参画課】 ◆女性相談支援センターの相談件数は、前年度より大幅に増加した。様々な媒体を活用した広報等の成果と考える。引き続き適切な相談対応を行うとともに、広報・啓発活動を実施し、DV被害者等の早期発見につなげる。 ◆女性相談支援センターにおいて、一時保護を適切に実施し、生活再建に向けた支援を行っている。 ◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」での相談件数はほぼ前年度と同数ではあるが、依然として女性からの需要が高いと考えられる。引き続きソーレでの相談対応を実施していく必要がある。 ◆高知家の女性しごと応援室での相談延べ件数は大幅に増加しており、相談者の状況に寄り添ったきめ細かな就労支援が県内の女性からの一定の評価につながっていると考えられる。 【子育て支援課】 ◆◇相談件数が年々減少傾向にある。電話・面接による相談はハードルが高いことや相談窓口の認知度が低いことなどが要因と考えられる。 【子ども家庭課】 ◇児童虐待の相談件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している。 ◇予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化が必要	【人権・男女共同参画課】 ・広報誌やSNS広告、リーフレット等の様々な媒体を活用した「女性相談支援センター」やこうち男女共同参画センター「ソーレ」における女性や性的マイノリティのための相談窓口の周知 【子育て支援課】 思春期相談、女性相談、プレコンセプションケア相談の窓口を「こうちプレコン相談窓口」として総合窓口化するとともに、メール相談の体制を整備する。 【子ども家庭課】 ・妊産婦等生活援助事業の実施（家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対し、通所による支援や養育等に関する情報提供などの支援を行う）	人権・男女共同参画課 子育て支援課 子ども家庭課
	シ　性犯罪・性暴力被害者等への支援	・ワンストップ支援センター（性暴力被害者サポートセンターこうち）における性犯罪・性暴力被害者等を対象とした電話・面接相談、付き添い支援、情報提供等の実施 ・「性犯罪・DV・ストーカー等相談電話」等の相談窓口の広報を実施	—	—	—	—	【県民生活課】 ・犯罪被害者等支援事業による性暴力被害者からの相談対応 【県警県民支援相談課】 ・犯罪被害者等に対する支援事業及び広報啓発活動	【県民生活課】 ・電話相談等：300件 ・面接相談：35件 ・直接的支援：216件 ・医療費助成：12件 ・弁護士相談：1件 ・カウンセリング：4件 【県警県民支援相談課】 ・性暴力被害者等からの相談については「性犯罪・DV・ストーカー等相談電話」等への37件、性犯罪被害相談「＃8103」への12件を受理し、関係機関へ引き継ぎ等適切に対応した。 ・犯罪被害者遺族等による学校や研修会等における講演会及びパネル展等の広報啓発活動により県民に対する周知を図った。	【県民生活課】 ◆前年度との比較 ・電話相談等：+31件 ・面接相談：+2件 ・直接的支援：△18件 【県警県民支援相談課】 ◇性犯罪・性暴力被害者等を対象とした電話・面接相談、付き添い支援、情報提供等の制度や、被害者遺族等の現状などについて、部内外の周知に努める必要がある。	【県民生活課】 ・性犯罪、性暴力の被害者の精神的負担軽減のため被害者が必要とする情報の提供や関係機関による支援の連携を強化する。 ・精神的被害の回復への経済的負担の軽減に資する支援として、医療費やカウンセリング費用等の公費負担制度の周知を図るための啓発活動を強化する。	県民生活課 県警県民支援相談課
	ス　人権に関する相談、インターネット上の自殺予告事案等への対応	・人権啓発センターにおける人権に関する相談窓口の設置 ・インターネット上の自殺を推奨したり、誘発につながるような有害情報を排除するよう、プロバイダなどの事業者に働きかける ・インターネット上での自殺をほのめかすようなキーワードを検索した場合に、相談窓口の紹介を含む自殺予防メッセージを表示 ・自殺のおそれがある行方不明者に対し、早期発見、保護に努める	・検索連動型広告クリック数	・754回／月（R4.12月）	・約1,037回／月（12,440回／年）（R7）	・2,000回／月（R9）	【県警サイバー犯罪対策課】 ・インターネット上の自殺予告事案等への対応 【県警人身安全対策課】 ・自殺企図による行方不明者の発見保護活動 【人権男女・共同参画課】 ・人権啓発支援センター事業による人権に関する相談対応 【障害保健支援課】 ・検索連動型広告による啓発	【県警サイバー犯罪対策課】 インターネット上の自殺予告事案について、令和7年度中の対応は3件であった。（うち、県外からの依頼により対応した件数は1件） 【県警人身安全・少年課】 ・家族への遺書、メール等から自殺のおそれがある行方不明者については、関係所属と連携して早期発見、保護活動に努めた。 【人権・男女共同参画課】 ・人権に関する様々な問題を抱えている県民からの電話や相談、メール等での相談に応じ、悩みの解決策について適切な助言を行った。 相談件数：100件 【障害保健支援課】 ・自殺等のキーワードを検索した人に対し、自殺防止メッセージを表示し、追い込まれる可能性の高い本人へ直接アプローチした。（12,440回／年） ・メンタルヘルスサポートナビ内の問い合わせフォームへの相談に随時対応。必要に応じて関係機関へつないだ。	【県警サイバー犯罪対策課】 ◆インターネット上の自殺予告事案を認知した際、即座に対応し、対象者の人定を割り出すなど迅速かつ的確な保護活動に努めた。（自殺者なし） ◇自殺予告の書込に関するSNS等事業者から警察への情報提供方法が異なる或いは変更されることがあるため、これらを的確に把握し、遺漏のないよう対応する必要がある。 【県警人身安全・少年課】 ◆行方不明者届を早期に受理し、立ち回り見込み先の捜索等の所要の活動を適正に行った。 【人権・男女共同参画課】 ◇相談内容が多様化しており、他の機関に適切につなぐためにも、専門機関の役割等を正確に把握するための情報収集や人材育成が必要である。 【障害保健支援課】 ◆◇検索連動型広告のインプレッション数は227,057回と多いが、広告をクリックした回数がR7年度は減少した。自殺等のキーワードを検索した人がメンタルヘルスサポートナビを知り、相談につながるよう、検索 → 広告 → クリックの要素の分析・見直しが必要。	【県警サイバー犯罪対策課】 ・昨年度同様、インターネット上の自殺予告事案を認知すれば即座に対応し、証拠保全の上、対象者の割出等に努める。 【県警人身安全・少年課】 ・昨年同様、自殺のおそれがある行方不明者については、関係所属と連携して早期発見、保護活動に努める。 【人権・男女共同参画課】 ・県民からの人権に関する相談を受け、関係機関とも連携して助言等を行う。 【障害保健支援課】 ・検索連動型広告のキーワード・広告文・リンク先のホームページの内容について見直す。	県警サイバー犯罪対策課 県警人身安全・少年課 人権・男女共同参画課 障害保健支援課

【令和7年度分】

事　　項（計画本文）			KPI① KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標	R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	担当課
（2）民間団体の活動への支援及び連携		・自殺対策に取り組む民間団体の取組の支援と連携 ・いのちの電話協会の周知及び体制の強化	自殺対策事業費補助金を活用している民間団体数	14団体（R4）	11団体（R7）	14団体以上（R9）	自殺対策事業費補助金やいのちの電話事業費補助金による民間団体の活用への支援	11団体（うちひきこもり関係団体2団体）	◆民間団体のノウハウを活かした自殺対策につながっている。	自殺対策事業費補助金やいのちの電話事業費補助金による民間団体の活用への支援	障害保健支援課
（3）心の健康づくり	ア　職場におけるメンタルヘルス対策	・福祉保健所における職域のメンタルヘルス健康教育の実施など、産業保健と地域保健が連携して職域でのメンタルヘルスの取組を推進 ・全ての事業所に、ハラスメント防止の方針を明確化し、相談窓口の設置が講じられるよう、高知労働局と連携した周知の実施	・R6年度動画作成 ・不明	・R6年度動画作成 ・不明	・フルver723回 ショートver23,311回 （R7.3.31～R8.7.1） ・36.9% （R6）	・累計36,000回 ・50%	**【各福祉保健所】** 福祉保健所による職場のメンタルヘルスの普及啓発、健康教育等の実施等 **【雇用労働政策課】** 事業所に対するハラスメント防止対策の周知、啓発 **【障害保健支援課】** 職域向けのメンタルヘルス対策の動画を活用した、働く世代への啓発の実施	**【安芸福祉保健所】** 安芸圏域の県職員を対象としたアルコール健康障害研修を実施（1回、50名） **【中央東福祉保健所】** ・健康づくり推進協議会等の機会を活用し、働きざかり世代健康づくりと連携したメンタルヘルス対策の推進。 ・中央東地域健康づくり推進協議会(8/29) ・企業における依存症研修：大豊林業（4/4）受講者：16名 ・依存症普及啓発事業に係る啓発資材を市町村へ配布（クリアファイル205枚、マグネット70枚） **【須崎福祉保健所】** ・所内の健康増進チームと連携し、職域のメンタルヘルス対策として事業所訪問を行い、高知県メンタルヘルスサポートナビや相談窓口の周知等を実施（20事業所） **【幡多福祉保健所】** ・所内障害保健福祉担当と健康増進担当が事業所訪問（11カ所）を行い、メンタルヘルス対策の取組状況についてヒアリングを実施。こころの健康相談窓口が記載されたポスターとミニカードを配布 ・幡多地区職場安全衛生委員会研修会にてゲートキーパー養成研修を開催（参加者：11名） **【雇用労働政策課】** ・労働環境等実態調査により、事業者のハラスメント防止対策の取組について把握 ・カスタマーハラスメント対策セミナーの開催：23社・26名参加（5/29）、39社・44名（6/26） ・事業者にカスタマーハラスメント対策の義務化を周知するためのチラシを作成 **【障害保健支援課】** ・職域向けのメンタルヘルス対策の動画を、事業所等での研修に活用してもらうなど、関係機関を通じて事業所等への啓発を図った。	**【安芸福祉保健所】** ◆◇人事異動もあり、継続実施が望ましい。 **【中央東福祉保健所】** ◆自殺リスクを抱えながらも支援につながっていない働き盛り世代が存在する。 ◇自殺リスクの早期把握及び適切な相談支援につなぐ体制の強化。 **【須崎福祉保健所】** ◆壮年期へのポピュレーションアプローチとして、メンタルヘルス対策・精神障害の理解・啓発を継続して実施 **【幡多福祉保健所】** ◇職場でメンタルヘルスについて学べる機会が不足している。 **【雇用労働政策課】** ◆令和7年度労働環境実態調査の結果によると、事業所のハラスメント対策の取組状況は、パワーハラスメントが60.9%、セクシャルハラスメントが57.3%、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントが50.6%と、対策を実施している事業所が約半数にとどまっている。 ◆◇また、令和8年10月から対策が義務付けられるカスタマーハラスメントについては、32.5%と低い状況にあるため、引き続きハラスメント防止対策に関する周知・啓発が必要である。 **【障害保健支援課】** ◆◇R6年度県民意識調査では、40歳代、70歳代以上や自営業・労務職では「相談できる人がいる」の割合が低く、相談しない理由として半数以上が「根本的な解決につながらないから」と考えている。また、自営業や労務職では「職場でメンタルヘルス対策が行われている」と思う人が少ないため、メンタルヘルス対策に係る普及啓発や相談先などを周知する必要がある。	**【安芸福祉保健所】** 健康づくり推進協議会等の機会を活用し、働き盛り世代健康づくりと連携したメンタルヘルス対策の推進。 **【中央東福祉保健所】** ・相談窓口の認知向上とセルフチェックの活用促進を通じて、自殺リスクを抱える方の早期発見・早期支援につなげる体制を強化する。 **【須崎福祉保健所】** ・事業所訪問を継続し、メンタルヘルスサポートナビ等の配布により相談窓口を周知するとともに、事業所におけるメンタルヘルス対策の取組を把握する。 **【幡多福祉保健所】** ・事業所訪問を継続し、メンタルヘルスの取組周知及び健康教育等の実施支援 **【雇用労働政策課】** ・引き続き、高知労働局と連携し、事業所に対するハラスメント防止対策の周知、啓発を実施する。 **【障害保健支援課】** ・自営業や労務職の方など、仕事の特性からメンタルヘルス対策が行われにくいと思われる環境にいる方に向けて、自営業や労務職の方が所属する様々な職業団体等と連携し、効果的な自殺予防の啓発につなげる。	福祉保健所 雇用労働政策課 障害保健支援課

事　　項（計画本文）			KPI① KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標	R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	担当課
（3）心の健康づくり	イ　地域における心の健康づくり	・精神保健福祉センターにおける心の健康相談など様々なメンタルヘルスに関する相談窓口の設置 ・福祉保健所における精神科医師による相談や、家族や支援者への支援のあり方の助言の実施	－	－	－	－	**【精神保健福祉センター】** ・精神保健福祉センター専門相談事業 **【各福祉保健所】** ・嘱託医相談、福祉保健所での市町村支援、相談対応	**【精神保健福祉センター】** 来所相談：2186件 （自殺関連76件　ひきこもり664件　依存症453件） 電話相談：3114件 （自殺関連74件　ひきこもり195件　依存症280件） 心テレ相談：874件 ロビー相談：25件 訪問：47件 **【安芸福祉保健所】** ・よろず相談会in中芸を1回実施。相談件数5件。 ・日常相談における自殺関連相談は来所31件、訪問36件、電話37件。 ・嘱託医相談では自殺関連相談なし。 **【中央東福祉保健所】** ・精神保健福祉相談 来所：73件、電話・メール：1,147件 訪問:74件、嘱託医相談：9回、17件 ・未成年飲酒防止教室事業(本山町への支援)高知県立嶺北高校3年生を対象に実施。 **【中央西福祉保健所】** ・精神保健福祉相談 来所：32件、電話・メール：364件 訪問：120件、嘱託医相談：4件 状況に応じて、市町村に出向いて実施 ・市町村精神保健業務検討会を活用した事例検討（10回） **【須崎福祉保健所】** （嘱託医相談） ・奇数月開催　※年6回実施 本人面談5回、家族相談4回、 支援者相談8回 （精神保健福祉相談） 来所：12件、電話・メール：572件 訪問：45件 **【幡多福祉保健所】** ・精神保健福祉相談（本人、家族のみカウント） 来所：57件（自殺関連2件）、電話・メール：292件（自殺関連8件）、訪問：34件（自殺関連2件）、嘱託医相談：1件 ・市町村精神保健福祉業務検討会を管内各市町村1回ずつ開催	**【精神保健福祉センター】** ◆全体的に相談件数はやや減少。ただし、依存症相談は増加傾向にある。自殺関連では医療機関からの紹介が多く、R5から開始した自殺未遂者支援事業の影響が大きい。 ◆心のテレ相談は年々増加傾向にある。 **【安芸福祉保健所】** ◆よろず相談会は法律に関する相談、特に経済面についての相談が多い。 **【中央東福祉保健所】** ◆嘱託医相談の機会では、家族や支援者がタイムリーに相談に繋がり、支援や今後の方向性を検討、支援者と連携ができた。 ◆アルコール予防健康教育を通じ、未成年の飲酒が及ぼす影響、飲酒が自殺に関連する事から自分や家族の命と健康について考える機会となった。 **【中央西福祉保健所】** ◇家族や市町村等の支援者がタイムリーに相談できるための相談体制の強化 ◇精神保健に課題を抱える方を包括的に支援できる体制の構築 **【須崎福祉保健所】** （嘱託医相談） ◆本人や家族、支援者に対して、嘱託医が助言を行うことで、今後の方向性等が明確になった。また、事業実施後、市町保健師と連携し医療機関へつなぐことができた。 （精神保健福祉相談） ◇自殺者数の多い年代に対して、相談窓口を周知する必要がある。 **【幡多福祉保健所】** ◆嘱託医相談では、精神科医が本人や家族、支援者に対し、見立てや関わり方等の助言を行い、今後の方針を検討することができた。 ◇保健、医療、福祉、教育等の関係施策との有機的な連携が図られ、包括的な支援、相談体制を構築する必要がある。	**【精神保健福祉センター】** ・精神保健福祉相談や心の健康相談は継続実施。 ・依存症については家族からの相談が増加しているため、家族支援プログラムを実施予定。地域開催に向けて保健所とも連携。 **【安芸福祉保健所】** ・よろず相談会は室戸市で1回開催予定。 ・嘱託医相談は10回開催予定。 ・日常相談においても自殺関連の相談に対応していく。 **【中央東福祉保健所】** ・嘱託医相談(心の健康相談)、市町村支援を継続実施。 ・未成年飲酒防止教室事業の開催支援(本山町への支援)。 **【中央西福祉保健所】** ・精神保健福祉相談（嘱託医相談含む）、市町村支援を継続実施。 **【須崎福祉保健所】** ・嘱託医相談、心の健康相談、市町村支援を継続して実施する。 **【幡多福祉保健所】** ・嘱託医相談（年4回）、心の健康相談、市町村支援を継続実施	精神保健福祉センター 福祉保健所
	ウ　精神科救急医療の提供	・24時間対応できる精神科救急輪番体制の継続 ・精神科救急情報センターの設置	－	－	－	－	・精神科救急医療事業（輪番病院）、精神科救急情報センター事業の実施	○精神科救急医療事業 ・受電件数：1,124件　・受診件数：222件 ○精神科救急情報センター ・受電件数：1,743件　・転送件数：91件	○精神科救急医療事業 ◆受電件数はR6年度からわずかに減少（R6：1,166件）し、受診件数はR6年度とほぼ同数（R6：223件）である。 ○精神科救急情報センター ◆受電件数は増加傾向（R6：1,694件）にあるが、輪番病院への転送は減少傾向（R6：105件）である。	○精神科救急医療事業 ・継続して休日・夜間の救急体制を構築するため、事業を実施する。 ○精神科救急情報センター ・継続して精神科救急情報センターを実施していく。	障害保健支援課
	エ　大規模災害時における被災者の心のケア	・被災者及び支援者自身の心のケアの必要性の理解促進 ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備	－	－	－	－	・心のケアチーム体制整備事業によるDPATの養成	・高知県DPAT隊養成研修会（R7.11.22開催）：9名参加 ・県外DPAT受援訓練（R7.10.31開催）：19名参加 ・災害時心のケア活動研修会（R7.7.13開催）：102名参加	◇各病院所属のDPAT隊員のさらなる養成と、隊員の技能の維持・向上を図るため、継続的に訓練・研修を実施することが必要。 ◇発災後に速やかな受援体制を構築するため、DPAT調整本部や活動拠点本部を運営を担う行政職員の資質向上を図る必要がある。	・高知県DPAT研修会を継続して開催し、DPAT隊を1隊養成する。 ・県外DPAT受援訓練の実施。 ・災害時心のケア活動研修会の実施。	障害保健支援課

【令和7年度分】

事　　項（計画本文）		KPI①				R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）	担当課
		KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標				次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	
3　自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上										
（1）様々な分野でのゲートキーパーの養成	ゲートキーパーの役割が期待される人への自殺予防に関する必要な基礎的知識の普及を図り、ゲートキーパーの養成を推進	・ゲートキーパー養成人数（集合） ・web研修受講者数 ・ゲートキーパー養成に取り組む市町村数	・1,726人（R3年度までの累計） ・web研修コンテンツはR5に構築（R7年度末に再構築） ・16市町村（R3）	・累計6,459人（R7） ・4つの研修動画の視聴回数　計1,372回（R8.7.1時点） ・18市町村（R6）	・累計8,500人以上 ・計画期間中累計20,000人以上 ・全市町村	【障害保健支援課】 ・インターネットでゲートキーパーの知識を学べるWEB研修コンテンツの作成 【精神保健福祉センター】 ・大学生等を対象とした若者向けゲートキーパー養成事業の実施 ・地域でのゲートキーパー研修実施者の養成	【障害保健支援課】 ・希望者がいつでもどこでもゲートキーパーについて学べる環境を作った。 ・ゲートキーパー登録制度を周知し、登録者にゲートキーパー通信を発行。【R7年度末時点：登録者数46人】 【精神保健福祉センター】 ・若者向けゲートキーパー養成研修（4回実施）延べ207名 ・「実地者テキスト」を活用した地域でのゲートキーパー養成人数　延べ322人	【障害保健支援課】 ◆R3年度から市町村においてゲートキーパーの養成に取り組んで以降、年500人前後で増えているが、目標に届いていない状況。 ◇ゲートキーパーをさらに養成するため、受講しやすい養成研修を検討する必要がある。また、登録によるメリットを感じてもらえるような情報発信が引き続き必要。 【精神保健福祉センター】 ◇若年層の自傷・過量服薬・自殺未遂等の深刻な実態があることから、相談相手になりやすい同世代の若者や身近な大人（教職員や保護者等）へのゲートキーパー研修の継続的な実施が課題。	【障害保健支援課】 ・オンライン研修制度を広く周知。 ・ゲートキーパー登録制度の周知を引き続き行い、登録者に「ゲートキーパー通信」を引き続き発信して情報提供を行い、活動の活性化を図る。 【精神保健福祉センター】 地域において広くゲートキーパー研修が実施できる連携体制の強化。（市町村、福祉保健所、教育関係、職能団体、民間団体等と連携した体系的なゲートキーパー研修の実施）	障害保健支援課 精神保健福祉センター
（2）地域保健スタッフの資質の向上	地域保健スタッフや地域包括支援センター等の職員への心の健康づくりや自殺予防についての研修の実施					自殺対策推進センター事業	【精神保健福祉センター】 各福祉保健所及び市町村が主催するネットワーク会や研修に参加及び技術支援を行うとともに、自殺対策事業の実施に関する助言や自殺リスクの高いケースへの後方支援を行った。	【精神保健福祉センター】 ◇各管内の多機関ネットワークが平時からの支援連携に寄与するよう体制強化が課題。	【精神保健福祉センター】 福祉保健所や市町村等との事業や個別支援を通した実働連携の機会を増やしていく。	精神保健福祉センター
（3）民生委員・児童委員等への研修の実施	民生委員・児童委員への心の健康づくりや自殺予防についての研修の実施					・民生委員・児童委員への研修の実施	民生委員・児童委員に対する研修の実施 ・1年目研修：7会場（315人） ・2年目研修：1会場（39人） ・3年目研修：5会場（182人） ・中堅研修：2会場（107人） ・会長・副会長研修：2会場（129人）	◆各種研修等により、民生委員・児童委員の活動をバックアップすることができた。アンケート結果等を踏まえ研修内容について必要があれば見直しを図る。	民生委員・児童委員に対する研修の実施 ・1年目研修：1会場 ・2年目研修：7会場 ・3年目研修：1会場 ・中堅研修：2会場 ・会長・副会長研修：2会場	地域福祉政策課
（4）介護支援専門員等への研修の実施	介護支援専門員等の介護事業従事者への「高齢者こころのケアサポーター養成事業」の実施					・高齢者心のケアサポーター養成事業の実施	基礎研修3回（高知市1回（ハイブリッド）、四万十市、香美市）修了者47名 フォローアップ研修1回（高知市）修了者10名	◆高齢者心のケアサポーターの養成数は累計で、1,122名となった。高齢者と接する職種について引き続きゲートキーパーを養成していく。 ◇ゲートキーパー登録によるメリットを感じてもらえるような情報発信が引き続き必要。	・高齢者心のケアサポーター養成事業の実施 ・登録者への「ゲートキーパー通信」を発信	障害保健支援課
（5）地域生活支援者への研修の実施	自殺リスクを高める依存症の早期支援、早期介入につなげるための市町村職員などを対象にした支援者研修の実施					・市町村職員などを対象とした地域生活支援者研修の実施	ゲートキーパー養成研修実者テキスト第2版活用のためのワークショップを実施。（R7.8.5）　42名	◇ゲートキーパー養成研修を実施主体となって行っている市町村に偏りがある。	全市町村でゲートキーパー研修が実施できるよう福祉保健所と連携した地域支援を実施。	精神保健福祉センター
（6）医療従事者への研修の実施	・かかりつけ医等を対象としたうつ病に関する知識の習得や診療技術向上のための研修の実施 ・がん患者、慢性疾患患者等ケアをする医療従事者への心の健康づくりや自殺予防についての研修の実施					・かかりつけ医等を対象としたうつ病に関する知識の習得や診療技術向上のための研修の実施	・かかりつけ医等精神疾患対応力向上研修の実施 ①「うつ病」（1回）および②「アルコール依存症」（1回）のテーマでハイブリッド開催 ①受講者41名（うち医師37人） ②受講者54名（うち医師46人）	◇治療が必要な人が専門の医療機関につながるよう、かかりつけ医等の関係機関との連携や、地域での支援体制の基盤作りが引き続き必要。	・かかりつけ医等で対応することが多いアルコール依存症や近年問題となっている子どもの自殺予防に向けて、思春期うつ（起立性調節障害を含めたメンタルヘルスの不調）の特徴や対応方法、精神科との連携などについて研修を実施し、地域での支援体制の基盤作りを推進する。	障害保健支援課
（7）自殺対策に関わる人の心のケア	・自殺対策に従事する人の心の健康を維持するための研修の実施 ・自殺ネットワーク会議による体制づくりを推進 ・複雑困難な事例や自殺既遂事例の事後対応へのスーパーバイズの実施 ・個別面接や集団への教育による支援者自身の心のケアを実施					・自殺対策推進センター（精神保健福祉センター）における自殺対策従事者とした研修の実施やゲートキーパーからの相談への対応	【精神保健福祉センター】 ・R7.6.4　自殺・依存症対策ネットワーク会議（53機関　76名）「生きるを支えるために大切なこと」について関係機関で意見交換を行った。 ・R7.10.3　自殺未遂者支援研修（医療・地域　35名） ・自殺事案発生後の支援者の心のケアについて技術支援を行った。	【精神保健福祉センター】 ◆◇ひきこもり、依存症、自殺問題など地域の課題は複合的かつ多様になっているため、各施策や事業が目指す地域づくりの方向性とノウハウを示していくことが必要。 ◆自殺未遂者支援研修で習得した対応スキルやケースマネジメント支援を実際にケースへの関わりを通して活かしていけることが重要。 ◆◇事後対応の心のケアについてはノウハウがないところが多いため、個別支援とともに組織支援としてのバックアップが課題。	【精神保健福祉センター】 ・ネットワーク会のあり方を見直し「精神保健福祉ネットワーク会～生きるを支える～」の開催。	精神保健福祉センター

事　　項（計画本文）		KPI① KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標	R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	担当課
4　児童生徒の自殺予防										
（1）自殺リスクの把握等	児童生徒の登校時の気持ちの変化を早期に捉え、支援につなげるための「きもちメーター」の活用	・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合	小70.6%（R3） 中77.7%（R3） 高81.1%（R3）	小94.9%（R7） 中97.8%（R7） 高91.5%（R7）	小90%以上 中95%以上 高100%	・児童生徒に配布されたタブレット端末による「きもちメーター」の活用	・きもちメーター導入率 74%	◆きもちメーターのコメントや気づきを教職員間で共有することで、学年を越えた声がけや、児童生徒の抱える課題の早期発見・早期支援につながった。	・児童生徒の抱える課題の早期発見・早期支援につなげるためのきもちメーターの活用を促すとともに、組織的な取組の重要性を発信する。	人権教育・児童生徒課
（2）SOSの出し方に関する教育等	児童生徒が命の大切さを実感できる教育や生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけるための教育の推進	・支援が必要な子どもについての情報共有など、SSWのカウンターパートとして児童福祉部署を位置付けている市町村の割合	・91.4%（R3）	・94.3%（R7）	・100%	・SOSの出し方に関する教育の実施	**【人権教育・児童生徒課】** ・「SOSの出し方に関する教育研究事業」として県立学校6校を指定し、取組を推進 ・R7.7.8 「SOSの出し方に関する教育研究事業推進リーダー会議」開催（ハイブリッド開催、会場：40名、オンライン：28名） **【精神保健福祉センター】** 県教育委員会人権教育・児童生徒課と協力し、共催研修の実施（R7.7.8）及び地域保健部署との連携体制構築の後方支援を行った。 **【安芸福祉保健所】** ・県立安芸中学校・安芸高校におけるSOSの出し方教育について事前協議に参加し、助言・意見交換をした（1回）。 ・安芸福祉保健所主催で「依存症予防教育」（高校1年生83名）、「心の健康教育」（中学2年生36名）を各1回実施した。 **【中央東福祉保健所】** ・管内モデル実施校（山田高校）におけるSOSの出し方に関する教育の実施について事前協議に参加し、助言・意見交換を行う（1回）。定時制全学年を対象とした授業にも参加し、地域の相談窓口として保健所の周知を行った（1回）。 **【中央西福祉保健所】** ・管内モデル実施校（佐川高校）におけるSOSの出し方に関する教育の実施について事前協議に参加し、助言・意見交換を行う（2回）。全学年を対象とした授業にも参加し、地域の相談窓口として保健所の周知を行った（1回）。 **【須崎福祉保健所】** 推進校である椿原高校が実施するSOSの出し方に関する授業等について、協力支援を実施 **【幡多福祉保健所】** ・「SOSの出し方に関する教育研究事業」に係る校内研修、推進会議、連絡会議へ参加	**【人権教育・児童生徒課】** ◆SCや教員等への相談件数の増加がみられた。 ◇モデル授業案を用いたことで、教員間の意識の違いにより指導内容にばらつきが生じた。今後は、教員の意識改革とあわせて、統一的に活用できる教材・資料の整備が求められる。 **【精神保健福祉センター】** ◇学校と地域の課題共有の整理と各機関の強みや役割を活かした協働実践と持続可能な連携体制づくりが課題。 **【安芸福祉保健所】** ◆◇「心の健康教育」においては100%が「理解できた」とするも「大人に相談したい」としたのは50%に留まった。SOSの出し方、他者に相談する力を養う必要がある。 **【中央東福祉保健所】** ◆子どもの自殺予防対策として、教育機関と連携を図っていく。教育機関が相談機関として当所を活用してくれるように周知等に努める。 **【中央西福祉保健所】** ◆子どもの自殺予防対策として、教育機関と連携を図っていく。教育機関が相談機関として当所を活用してくれるように周知等に努める。 **【須崎福祉保健所】** ◆引き続き学校と情報共有・連携し、支援体制の構築を図る。 **【幡多福祉保健所】** ◇教育機関との連携による支援体制の構築が必要	**【人権教育・児童生徒課】** ・「SOSの出し方に関する教育研究事業」として県立学校6校、市町村立小学校1校、中学校1校を指定し、取組を推進 ・R8.6.2 「SOSの出し方に関する教育研究事業推進リーダー会議」開催 **【精神保健福祉センター】** 各圏域の当該教育推進校の職員研修のなかで各福祉保健所職員が講師となりゲートキーパー研修を実施する方向性のため、当センターでは必要に応じた技術支援を実施。 **【安芸福祉保健所】** SOS出し方教育の協議等に参加し助言する。また当日参観を経て事後協議を行い、今後に生かす。「依存症予防教育」「心の健康教育」も実施し自殺予防の観点、精神疾患罹患予防の観点から学校教育を推進する。 **【中央東福祉保健所】** ・管内モデル実施校（山田高校）におけるSOSの出し方に関する教育の実施に向けた支援。日頃からの連携強化・支援体制の構築を図る。 **【中央西福祉保健所】** ・管内モデル実施校（佐川高校）におけるSOSの出し方に関する教育の実施に向けた支援。日頃からの連携強化・支援体制の構築を図る。 **【須崎福祉保健所】** 教職員がSOSをキャッチする力をさらに高められるよう、ゲートキーパー養成講座を実施する。 **【幡多福祉保健所】** ・管内モデル実施校（中村中・高）と連携し、本事業を推進する。	人権教育・児童生徒課 精神保健福祉センター 福祉保健所
（3）児童・生徒等への相談支援	・全公立学校に配置したSC・SSWによる児童生徒や保護者への面談の実施 ・心の教育センター、少年サポートセンター等における相談対応の実施 ・24時間SOSダイヤルやSNSを活用した相談窓口の設置					**【人権教育・児童生徒課】** ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・スクールカウンセラー活用事業 ・24時間電話相談事業 ・SNS等を活用した相談事業 ・心の教育センター教育相談事業 **【県警少年課】** ・少年サポートセンターでの相談対応	**【人権教育・児童生徒課】** ・スクールソーシャルワーカー活用事業 相談人数3,859人 ・スクールカウンセラー活用事業 相談人数のべ69,179人 ・24時間電話相談事業 383件 ・SNS等を活用した相談事業 相談人数66人 ・心の教育センター相談支援事業 来所・出張・メール・電話 のべ2,450件（24時間電話相談事業件数を含む） **【県警人身安全・少年課】** 少年サポートセンター設置のヤングテレホン及び代表電話で、いじめや不登校等の少年問題にかかる相談を受理し、立ち直り支援や継続補導、他機関との連携対応に繋げた。 （令和7年）ヤングテレホン19件、代表電話37件、面接92件	**【人権教育・児童生徒課】** ◆全公立学校においてSC・SSWが支援できる体制を整備でき、児童生徒や保護者の相談対応を行っている。 ◆心の教育センターにおける相談延べ件数は微減した。SNS等による相談窓口の多様化が一因として考えられる。 ◆一定数相談があることから、相談者の用途に合わせた相談窓口を提供できている。 ◇相談を必要としている方に届く広報の充実に今後も努める必要がある。 **【県警人身安全・少年課】** ◇各警察署少年係で受け付けている相談についても連携して対応するように努め、少年相談に特化している少年サポートセンターの相談窓口の認知度を向上させていく必要がある。	**【人権教育・児童生徒課】** ・引き続き、児童生徒や保護者への相談支援活動を推進していくとともに、SC・SSWの専門性向上のための研修等の実施を進めていく。 ・他機関との連携等による相談ニーズに応じたより良い相談支援の充実と相談が必要な方に届く広報活動の充実に努める。 **【県警人身安全・少年課】** 各警察署との報告、連絡、相談を密にした上、警察主催のイベントや各種出前教室等、あらゆる機会を通じて相談窓口の広報啓発を行う。	人権教育・児童生徒課 県警人身安全・少年課

【令和7年度分】

事　　項（計画本文）		KPI①				R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A）	担当課
		KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標				次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	
（4）教職員への普及啓発等	・自殺の要因になりうるいじめや不登校等、リスクが高いと考えられる児童生徒のSOSに早期に気づくための方法、気づいた後の対応方法等を学ぶ研修資料の作成配付 ・SCによる教職員のカウンセリングマインド向上のための研修の実施 ・スクールヘルスリーダーを派遣し、児童生徒の早期発見・早期支援に対応 ・教職員に対し、性的少数者の理解を促進する研修を実施					**【人権教育・児童生徒課】** ・スクールカウンセラー活用事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・SOSの出し方に関する教育の実施 **【保健体育課】** ・学校保健推進体制支援事業（スクールヘルスリーダー派遣事業） **【精神保健福祉センター】** ・技術支援/普及啓発	**【人権教育・児童生徒課】** ・スクールソーシャルワーカー活用事業 相談人数3,859人 ・スクールカウンセラー活用事業 相談人数のべ69,179人 ・県立学校6校をモデル校としてSOSの出し方教育を実施。 **【保健体育課】** スクールヘルスリーダー11名を、経験の浅い養護教諭配置校7校（71回）、未配置校1校（15回）、19学級以上で養護教諭等1人配置校3校（45回）に派遣し、保健指導、健康観察、健康相談、環境衛生の維持改善、安全点検等の活動を実施した。また、経験の浅い養護教諭に対しては、児童生徒の心の健康問題を早期に把握し対応できるよう、スクールヘルスリーダーによる指導助言を行った。19学級以上で1人配置校では、不登校傾向の児童生徒等に対するきめ細やかな支援も行うことができた。 **【精神保健福祉センター】** ・学校内におけるゲートキーパー研修の実施に役立ててもらえるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を対象にした人材育成研修を実施した。（R7.8.5　テキスト活用ワークショップ） ・教育関係者や地域の相談支援従事者を対象にした思春期講演会を実施した。（R8.2.13　63名） ・中央西福祉保健所との共催研修「子ども若者の自殺対策～SNS相談から支援体制を考える～」を実施。（R8.1.21　56名）	**【人権教育・児童生徒課】** ◆全公立学校においてSC・SSWが支援できる体制を整備でき、教職員への支援を行っている。 ◆SOSの出し方に関する教育を通し、教員のSOS受け止めに関する意識の変化につながっている。 **【保健体育課】** ◆児童生徒の心の健康問題への対応について、スクールヘルスリーダーから具体的な声のかけ方や関係機関との連携の図り方及び環境整備に関する指導助言を行うことで、児童生徒の心の健康問題の早期対応のための体制づくりにつながった。 **【精神保健福祉センター】** ◇危機対応時における学校と地域の連携体制の強化を図るためには、平時からの関係性づくりと連携協力が課題。	**【人権教育・児童生徒課】** ・引き続き、教職員への相談支援活動を推進していくとともに、SC・SSWの専門性向上のための研修等の実施を進めていく。 **【保健体育課】** 引き続き本事業を継続して実施し、メンタルヘルスなどの多様化した健康課題に対して指導助言するとともに、校内研修などの支援を行い、学校保健の推進、心の健康づくりを推進する。 **【精神保健福祉センター】** ・SOSの出し方に関する教育研究事業を通した学校と地域の協働実践の推進。	人権教育・児童生徒課 保健体育課 精神保健福祉センター
（5）自殺リスクの高い子どもへの対応	・児童生徒の自殺や自殺未遂があった際のSC等を派遣し、当事者や家族、友人等の心理的ケアを実施する体制整備 ・学校で自殺や自殺未遂のあった事案への緊急学校支援チームの派遣 ・自殺や自殺未遂事案後に、SCを派遣し自死遺児等への支援を実施					**【人権教育・児童生徒課】** ・緊急学校支援チーム派遣事業 **【私学・大学支援課】** ・いじめ問題等に係る私立学校サポート専門家チーム派遣事業 **【精神保健福祉センター】** 若者の自殺危機対応チーム事業	**【人権教育・児童生徒課】** ・緊急学校支援チーム派遣事業 11校のべ40時間 **【私学・大学支援課】** ・学校訪問等の機会を活用し、各学校への制度の周知を図るとともに、学校から相談等があった際には、制度を紹介し活用をすすめた。 **【精神保健福祉センター】** 若者の自殺危機対応チーム事業 モデル圏域（安芸地域）で実働開始。 モデル圏域学校からの支援要請…1件 他圏域からの若年ハイリスクケース相談…5件 チーム活動での支援実績は2件 運営会議（R7.5.9/R8.2.20）2回実施。 **【安芸福祉保健所】** 「子ども若者自殺危機対応チーム」のモデル圏域として、ケース会議や他機関連携を通して対象ケース（1名）を支援した。	**【人権教育・児童生徒課】** ◆児童生徒や学校に大きな影響を及ぼす事案が発生した場合には、適宜支援チームを派遣することができた。 **【私学・大学支援課】** ◆学校訪問において継続して周知を行っており、チームの存在は認識されているため、事案が発生した際に相談してもらう体制ができている。 **【精神保健福祉センター】** ◇［若者の自殺危機対応チーム事業から抽出された課題］ ・若年自殺ハイリスク者の広域性と対応の困難さ ・切迫性の高い状況下での医療連携の難しさ ・複合的問題や制度上ギャップによる支援アクセスの困難さ ・継続的な包括的支援と圏域サポート体制の強化 **【安芸福祉保健所】** ◆◇個別対応となると福祉保健所だけでなく市町村の協力が不可欠。市町村側の理解や対応スキルの向上が望まれる。	**【人権教育・児童生徒課】** ・引き続き、事案の状況を踏まえて早期に支援チームを派遣する体制を整備する。 **【私学・大学支援課】** 課題等なし **【精神保健福祉センター】** ・モデル圏域に加えて、各圏域のSOSの出し方に関する教育推進校からの支援要請があった場合、チーム事業で支援者支援を実施方向。 **【安芸福祉保健所】** 対象学校の理解、他生徒へのフォローを目的に「心の健康教育」を実施する。	人権教育・児童生徒課 私学・大学支援課 精神保健福祉センター
（6）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供	子どもの心の問題に対応する拠点病院における地域の困難事例に関する相談への対応					・子どもの心の診療ネットワーク事業	・市町村や学校からの依頼に応じてた子どもの心の問題に関する相談会を実施。114人（延べ133回） ・学校や教育委員会からの依頼による事例検討等を含めた研修会を実施。延べ5回（270人参加）	◆相談件数は年々増加してきており、心の問題に関する相談会などを通じて、地域の支援者間の連携を深めていくことに繋がっている。	引き続き、子どもの心の診療ネットワーク事業による相談会、研修会を実施するとともに、地域連携体制の構築を図っていく。	障害福祉課

【令和7年度分】

事　　項（計画本文）		KPI①				R7年度当初計画（P）⑤	取組状況（D）⑥	現状分析◆　　要因・課題◇　（C）⑦	改善・見直し（A） 次年度（R8）の強化のポイント（A）⑨	担当課
		KPI（指標）	出発点	現状値（R7）	R9目標					
5　自殺未遂者へのケアと再度の自殺企図防止対策の構築										
（1）救急医療施設と精神科病院との連携	・救急医療機関における精神保健福祉センター等の相談窓口を紹介するリーフレットやカード等の配布 ・福祉保健所圏域ごとの自殺未遂者支援の体制づくりを推進	・福祉保健所での自殺未遂者支援体制	・2圏域（安芸、幡多）	・2圏域（安芸、幡多）	・全圏域	・自殺未遂者支援事業 ・自殺対策推進センター事業	**【精神保健福祉センター】** ・高知医療センターとの自殺未遂者支援連携 R7年度…36件 ・連絡会　2回実施（R7.6.13/R8.3.13） **【中央西福祉保健所】** ・管内精神保健福祉業務担当者会にて、自殺未遂者支援に取組んでいる管内市町村の現状を情報共有し、体制づくりについて協議を行った。 **【幡多福祉保健所】** ・幡多地域自殺未遂者実務者検討会を開催（参加者：1回目24名、2回目17名）	**【精神保健福祉センター】** ◇精神保健福祉センターによる直接支援から市町村・福祉保健所を核とした圏域支援で中長期的に支える継続支援への移行が課題。 **【中央西福祉保健所】** ◇担当者会で、情報共有や体制づくりについて協議はしたものの、その後の新たな取組みにはつながっていない。 **【幡多福祉保健所】** ◇事業の同意が得られず、未介入のケースがある。	**【精神保健福祉センター】** ・救急病院からのケース紹介があった際には早期から管内福祉保健所との情報共有及び連携を図っていく。 **【中央西福祉保健所】** ・管内自殺対策連絡会を継続開催。 **【幡多福祉保健所】** ・幡多地域自殺未遂者支援事業（実務者検討会（2回）、研修会）の継続	
（2）再度の自殺企図防止に向けた支援	・救急医療機関を退院した後も地域で必要な支援やケアが提供するための支援体制の構築 ・対応力向上のため、自治体や医療機関の支援者を対象とした研修等を実施						**【精神保健福祉センター】** ・救急病院から地域につなぐ自殺未遂者支援研修（R7.10.3医療・地域関係者　35名） **【安芸福祉保健所】** H29年から実施している「自殺未遂者相談支援事業」の対象ケースは4名。関係機関連絡会1回開催。 **【幡多福祉保健所】** ・自殺未遂者支援研修会を実施（1回、参加者：26名）では」高知医療センター「いのちつなげるHope To Life」事業の研修を実施	**【精神保健福祉センター】** ◆◇H23年より継続的に研修開催はしているが、参加者が担当者のみに偏っており、現場や組織への周知伝達が浸透されていない課題。 **【安芸福祉保健所】** ◆◇「自殺未遂者相談支援事業」の4名は全員OD（過量服薬）、10代2名、20代2名と全員若者である（うち1名は「子ども若者自殺危機対応チーム事業」モデル圏域対応事例と重複）。 **【幡多福祉保健所】** ◇研修会で学んだこと（自殺未遂者のリスク評価や関わり方、連携のあり方等）を管内の取組につなげることが必要。 ◇同意が得られない自殺未遂者の支援に課題がある。	**【精神保健福祉センター】** ・対応力向上を目的とした自殺未遂者支援研修の継続開催と周知の徹底。 **【安芸福祉保健所】** 「ここから東部地域ネットワーク会議」で若者の心理やODについて学ぶ機会を持ったが、今後も必要である。 **【幡多福祉保健所】** ・幡多地域自殺未遂者支援事業（実務者検討会（2回）、研修会）の継続	精神保健福祉センター
6　遺族等へのケアと支援										
（1）遺族等への心のケア	・遺族同士が安心して想いを語り、胸に抱える苦しみや悩みを分かち合い、互いに支え合える場「自死遺族の集い」等を当事者主体で継続して開催できるよう支援を実施 ・自死遺族支援に対する社会の理解を推進するため「自死遺族講演会」及び「自死遺族交流会（サテライト開催）」を実施	・「自死遺族の集い」の開催	・年12回開催	・12回開催	ー	自死遺族支援事業	**【精神保健福祉センター】** ・自死遺族の分かち合いの会「ひだまりの会」（延べ22名　新規2名） ・R8.2.25　ひだまりの会グリーフ・ケア講演会「子どものグリーフケア」（会場参加　37名・オンライン　28名　自死遺族交流会5名）	**【精神保健福祉センター】** ◆分かち合いの会の自助開催時の参加者が減少傾向にある ◆講演会はハイブリット形式で開催したため参加者は例年より増加した。休日開催から平日開催にしたことで支援者の参加増につながった。	**【精神保健福祉センター】** ・子どものグリーフサポートの立ち上げ支援として、ファシリテーター養成研修の実施に協力する。	精神保健福祉センター
（2）遺族等に対する支援	遺族のための相談窓口や「自死遺族の集い」等の情報を掲載したリーフレットの作成、配布						**【精神保健福祉センター】** ・オーテピア啓発展示（R8.2.19～R8.2.22） 「子ども・若者のこころを考える」	**【精神保健福祉センター】** ◆啓発冊子や啓発グッズを多くの県民に届けることができたが、啓発効果がどのくらいあったかの効果検証はできていない。	**【精神保健福祉センター】** オーテピアでの啓発の機会を継続する。	精神保健福祉センター